

## 令和7年度 第1回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会 議事録

日 時 令和7年5月30日 金曜日 14:00～15:00  
会 場 仙台市都市整備局会議室  
出席委員 恒松 良純委員、高山 秀樹委員、山畑 信博委員  
事務局 都市整備局計画部長、都市景観課  
青葉区街並み形成課、若林区街並み形成課、太白区街並み形成課  
泉区街並み形成課

### 【議事】

1. 開 会

2. 議 事

<審議事項>

- ・屋外広告物ガイドラインについて
- ・屋外広告物の表彰制度について

3. 閉 会

### 【議事録】

1. 開 会

○司会（都市景観課 大友係長）

ただいまより、令和7年度第1回仙台市景観総合審議会屋外広告物部会を開会いたします。

—配布資料確認—

2. 議 事

○司会

それでは、これより景観総合審議会屋外広告物部会の議事に入ります。

本日は委員5名中3名の出席でございますので、仙台市景観法等の施行に関する規則第35条第2項の規定により会議が成立しております。

ここからの進行につきましては、規則第35条第1項の規定によりまして、恒松部会長に議長をお願いいたします。

○恒松部会長

よろしく申し上げます。

議事に入る前に、今回の議事録の署名ですが、私と委員名簿順で、高山委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

ここで会議の公開と非公開について確認します。

本日の審議については原則として公開とし、特定の個人を認識し得る情報を扱う場合などに関することがあれば必要に応じて非公開とするということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）。

では、議事のほうに入りたいと思います。

本日は、審議事項が2点となります。

初めに、屋外広告物ガイドラインについてとなります。

では、事務局よりご説明をお願いいたします。

#### ・屋外広告物ガイドライン

○事務局（都市景観課 田原主任）

—資料1-1、1-2、1-3により説明—

○恒松部会長

修正点が出されましたが、皆さんから質問等含めてご意見をいただければと思います。

まず、2部構成なので、資料1-2の景観から考える店先づくり編で、気になる点や確認したいところがあればご意見いただければと思います。

こちらは、今までも議論してきて、審議会でも確認したというようなところなので、特に気になる点がなければ、了承としてよろしいですか。

○山畑委員

少し細かいところですが、レイアウトで2ページ目の目次のページ数の振り方が、2桁になると右に寄っているのですが、右揃えのほうが一般的には落ち着くのではないかと思います。

○事務局（田原主任）

修正します。ありがとうございます。

○恒松部会長

ビジュアルの話です。ビジュアルは大事ですね。

○事務局（田原主任）

景観広告編についても、目次のページ数、右揃えで修正したいと思います。

○恒松部会長

ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

○高山委員

これ自体はよくできていると思うので、あとは使い方ですね。

○事務局（計画部 阿部参事）

補足でございますが、今日、欠席の委員の方で事前にご説明したときに少し意見をもらって反映させている箇所もありますので、若干ですが、報告させていただきます。

○事務局（大友係長）

佐々木和之委員と佐々木慎太郎委員へ事前説明させていただき、内容についてはご了承を頂戴しているところです。

表現の部分で、「照明する」という言葉の使い方が伝わりやすいかというご意見をいただいたほか、作成後、世に出して、表彰制度等を通して運用していった後の改善も、ぜひ考えていっていただきたいというご意見を頂戴しております。

○恒松部会長

ガイドラインの見直しは、すぐできるものなのですか。

○事務局（大友係長）

公開して終わりとは仙台市も考えておりません。佐々木和之委員からはトレンドのようなものが世の中にあるということも伺っており、特に店先づくり編の方は、お店を彩るツールや、やり方をご紹介しますが、そういったものが時代とともに変わってくるということであれば、見直しも検討してまいりたいと考えています。

○恒松部会長

特に何年に1回のようには考えていなくて、その状況に応じて、少し時代に合わなくなれば見直すということですか。

○事務局（大友係長）

はい。

○恒松部会長

分かりました。ほか、いかがでしょうか。特にご意見がなければ、まずは今日、完成を目指したいということです。

続きまして、資料1-3です。景観から考える屋外広告物ということで、こちらは審議会の方でもいろいろご意見いただいたところではありますが、まずタイトルの変更、その後、照明についての効果的なお話ということで、記述の追加が行われており、写真につい

でも一通り入っているところになります。それから、イラスト等に変更、調整があったということですが、こちらについてはいかがですか。

まずは、タイトルですが、以前は何でしたか。

○事務局（大友係長）

前は、「景観から考える屋外広告物づくり」でした。今回、「づくり」を抜いています。

○高山委員

委員の方からご指摘があって、「づくり」を外したと思うのですが、目次の第1章や、第3章の見出しで広告「づくり」や看板「づくり」となっていますが、この辺のご指摘はなかったのですか。どこまでその委員がこだわられているのか、できればない方がいいということなののでしょうか。

○事務局（大友係長）

章の見出しを修正します。

○高山委員

全体を見て、つくることを誘導していないようにだけ確認すればいいのでしょうかね。

○事務局（大友係長）

次の景観総合審議会は「報告」という位置付けになり、完成はあくまでこの屋外広告物部会で完成ということにしたいと考えているところです。

様々ご意見を頂戴するかもしれないのですが、そのときには会長に相談させていただきながら、反映するものと、反映せずに先ほど申し上げたように将来的に見直す、または規制等、ガイドラインで整理する話でないものについては、別の機会で仙台市の景観政策に生かしていくことを考えてまいります。

○恒松部会長

ありがとうございます。

○山畑委員

少し細かいところですが、表紙の文字のラインが店先づくり編と景観広告編と違いますね。落ち着きとしては、真ん中の方がよいと思いますが、あるいは右に揃えるのか、デザインを統一していただければと思います。

○事務局（阿部参事）

センター揃えの方が、格好がいいということですね。

○山畑委員

そうですね。この下の「一～編一」はセンター揃えでいいかと思います。

○恒松部会長

ご検討いただければと思います。

景観から考える屋外広告物は何となく全体を通して、修正が加わっているのですか。1、2ページの目次はご指摘いただきましたが。4ページでは広告物を掲出しないという選択肢も入れたのですよね。

○事務局（田原主任）

はい、まずは修正しているところを簡単にご説明いたします。

景観広告編の、第1章の中で、4ページの中ほどに記載している内容ですが、「周辺景観と調和しない広告物はマイナスに受け止められてしまうこともあるので、場所によっては掲出しないことも選択肢に入れて考えましょう」という内容の記載を追加しています。

続いて、7ページ、8ページ、第2章の内容で、配慮事項として記載している内容について、田園地ゾーンと郊外住宅地ゾーンの「夜間照明を用いる場合は必要最小限とし、適切な点灯時間も検討する」という内容に修正しています。「夜間照明は必要最小限とし」と記載していたところを、夜間照明を用いない場合も想定し、「夜間照明を用いる場合は」の記載もそれぞれ追記しています。

続いて、9ページ、10ページはイラストのイメージを少しずつ修正しております。

11ページ、12ページのところで、12ページのケーススタディのイラストは、前回の審議会の際に、各委員の方々に事前説明をした際に、ケーススタディの建物のイラストのイメージが少し現実的ではない形であり、修正した方がいいというコメントをいただきましたので修正しております。改善前、大きめの看板を、改善例それぞれのイメージに修正しております。

続いて、13ページの「看板に記載する情報を絞る」のイメージについても、右下の矢印の入った看板について、矢印のイメージが伝わりやすいように色や形を修正しております。

続いて、16ページ、「照明を効果的に使用する」のところで、「夜間の見え方も考える」のところ、「どのように見せたいかを考え、照明器具の選定を行い、照らす範囲を絞るなど効率的な照明計画を検討しましょう」といった、照明の情報を修正しております。

イラストについても、修正前は内照式も外照式もバツ印として、内照式の箱文字やバックライト等をしみましょうといった表現にしていたのですが、内照式、外照式、それぞれ照らす範囲を絞り、効果的に照らしましょうといった内容に修正しています。

あと最後の18ページの最終行、参考として、光害対策ガイドラインのURL、QRコードを掲載することとしています。大きなところは以上です。

○恒松部会長

ありがとうございます。

それでは、初めからいきたいと思います。1ページは先ほどお話しいただきましたので先にいきまして、第1章について、3ページから6ページまで、ご意見やご質問等あればお願いします。

まず大きいのが、周辺環境に合わせて、場所の特性を把握した上で広告物を出すかどうかというのをちゃんと検討してくださいという1文が入っていることかと思います。これも審議会でご指摘があった内容だと思いますが、ここを踏まえて、第1章全体はいかがでしょう。

先ほど話した、章のタイトルが広告「づくり」になっていて、これでいいかという話はあるかもしれないですね。タイトルは事務局にお任せするというところでよろしいですか。

○事務局（大友係長）

はい。タイトルの修正を考えます。

○恒松部会長

広告をつくるのが景観づくりになっていることがどうなのか、という話だと思いたすので、少しご検討いただきたいと思います。ただ、掲出するという事実があるので、その落としどころという感じはしますが。

他になれば、第2章にいきます。第2章については、それぞれの意識するポイントというところに、夜間照明に関する記述が入ったところが変更点になるかと思いますが、あとは2ページ分のところなので、夜間照明を用いるときの注意事項というのが入っているということになります。これもよろしいですか。

では、第3章にいきたいと思います。第3章は、イラストが差し替わっているところが大きなところだと思いますが、イラストを変更したことに関しては、たしか両佐々木委員から改善後の看板が見にくいというか、看板の効果がなくなるように変更するのはどうなのか、というご意見があったと思うのですが、そこは特にご意見はなかったですか。

○事務局（大友係長）

12ページのケーススタディの段につきましては、審議会の際、加藤委員から少し建物に現実感がないという話をいただいたのと、改善例についても、これがいい改善例なのかというコメントもいただいたことから、実際にある建物に近い形状に見直したということと、色彩や面積、色数を減らすといったところについても見直したところがございます。

それと16ページ、「照明を効果的に使用する」のところにつきましては、上部にある夜のイラストについて高層部の看板を文字部分のみ発光するというのと、低層部に関しては、演色性や光の色を選定したライトアップをしてみてもいいことを書いているところがあるのですが、それが絵として分かりやすくなるように直したことがまず1点です。

2点目は、「夜間の見え方も考える」の一番下のイラスト、外照式の看板のイラストにつきまして、ここは佐々木慎太郎委員からもコメントを頂戴しましたが、もともとは外照式のイラストにバツェンがついていて、それを直しましょうという表現になっていたのですが、外照式そのものが悪いというわけではなく、外照式でもよりよい光の当て方がイメージできるようになるといい、というコメントを頂戴しました。外照式で少し光量を当て過ぎのような絵と、光量を絞って、かつ文字の陰影を活かすような使い方をした場合を紹介するというイラストに見直したところです。

#### ○恒松部会長

いかがでしょうか。特に皆さん、よろしいですか。

審議会ではそもそも、例えば田園風景に広告を掲出するのがどうなのかという意見もありましたが、実際掲出できるので、掲出できるのを、掲出しな方がいいと一言で終わらせるわけにはいかないのです、掲出するなら気を遣ってほしいということで、これが100点の表現かは分かりませんが、効果のある程度絞り込むという意味においては重要な視点ではないかと考えております。

照明のところ、少し変わっていますが、16ページの一番上のイラストが少し漠然と出ているのが、何を言わんとしているのかがよく分からなかったと思います。文章を見て、それが効果的にできている事例なのかが把握しにくいという感想があり、どう直すのがいいのか具体的なビジョンがないのですが、少し気になったところではあります。

#### ○事務局（大友係長）

一番上の絵については、事前説明のときからは少し直したところではあるのですが、もう少し考えてみたいと思います。

#### ○恒松部会長

他の図では、これよりはこっちがいいという比較になっている。ところがこれだけ象徴的に1枚入っているのです、こうなってしまうのだったらこうしようという比較の方がもしかしたらいいかもしれないと思ったところです。

#### ○事務局（大友係長）

ありがとうございます。

○恒松部会長

ご検討いただきたいと思います。このページ数は、印刷の都合で固定ですか。

○事務局（大友係長）

はい、4の倍数にしたいと考えています。

○恒松部会長

改めて見ると、結構、高密度になったなと思って、それが我々は見慣れてきたので記載している情報が分かるのですぐ理解できますが、これを使うユーザーの方たちは見てくれるのかというのが、今見ながら思ったところです。ただ、だからといって、隙間を空けたからと変わるわけでもないかもしれません。

○事務局（大友係長）

第1版といたしますか、今回印刷するもののレイアウトを大きく見直すというのは少し難しいかもしれませんが、次回以降、内容を見直す際には、レイアウトや読みやすさも視野に入れて、直すところは直したいと思います。

○恒松部会長

大体の情報量がこれで分かりましたからね。

他にご意見がなければ、今いろいろレイアウトの修正が出ていますが、これを修正するというので、ガイドラインの完成ということにしたいと思います。

今後、意見があった場合に、いつまでに意見を取り入れられますか。

○事務局（大友係長）

現在の予定としましては、次回の景観総合審議会は7月3日を予定していますが、そこで報告をして運用開始というスケジュールでいければと考えております。ですので、6月中旬ぐらいには修正を完了させたく、意見がある場合には6月上旬ぐらいまでに事務局に連絡をいただければと思います。

○恒松部会長

であれば、もし改めて見て何か気になる点等あれば、来週中ぐらいに事務局のほうにご意見をいただければと思います。

事務局におかれましては、修正点が何か所かありますので、それを少し直していただいて、6月中旬を目指してということを進めていただければと思います。

続きまして、屋外広告物の表彰制度についてです。事務局から説明をお願いいたします。

## 広告物表彰制度の検討について

### ○事務局（田原主任）

—資料2-1、2-2により説明—

### ○恒松部会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、皆さんからご意見、ご質問などあれば伺いたいと思います。

### ○高山委員

山畑先生に教えていただきたいのですが、ほかの地域でこういった景観広告賞等を経験されていると思うのですが、広告主、デザイナー、施工者からの応募はある程度いただけるものなのでしょうか。

どの程度の書類を提出しなければいけないのか分からないので何とも言えないのですが、今いろいろと人手不足で忙しいので、あまり手間がかかり過ぎると、実際に本当に応募していただけるのか少し気になったので、これまでの経験をふまえてアドバイスをいただければと思います。

### ○山畑委員

広告ではなくて、景観賞みたいなものであれば、一般市民からの応募も行っているところもありますが、広告物となると、所有権や著作権等がありますので、大体この広告主や設計者、施工者から応募いただくことが想定されます。山形の場合は数が少ないので、業界の人たちで応募しましょうということになるのですが、応募するときのネックになるのが、単なる広告物のデザインというだけではなく景観ということがついているので、果たして、その自分のつくったものが景観に対してどう評価されるのか、こういう賞に応募するに値するのかどうかというところが分かりづらくて応募しないという例もあるみたいですから、そこをはっきり定義づけして、応募していただけるようにすることが必要かと思えます。

そうしますと、続きになりますが、資料2-2の実施要項（案）の3の部門で、（1）が店先づくり部門で、この場合は良好な景観形成に寄与する店先について、要するに店先なのですが、「良好な景観に寄与する」というところが、うちはどうなのか、ということでお悩んでしまう人もいますね。

それから、（2）の景観広告部門で、地域ごとの良好な景観に調和する景観広告についてとなると、景観広告って何だろうとお悩んでしまうのですね。ですから、ここは特に景観広告についてというのは、調和する広告物でもいいかとも思います。何が応募する条件なのかは、より広く応募していただけるようなものが必要かとは思いますがね。

○恒松部会長

事務局から何かありますか。

○事務局（大友係長）

特に要項の文言については、事務局内でも悩みながら進めているところです。今、高山委員、山畑委員からお話しいただいたような、応募する側に、なるほどこういうものを出せばいいんだということを分かりやすく伝わるようなものを考えていく必要があると思っております。

今現在、こちらの表彰制度のチラシも併せて考えているところですが、出す方にどういったものを出せばいいのか、どういったものが評価されるのかということがより伝わりやすい仕組みや書き方を検討します。

○恒松部会長

エントリーするかどうかの話について、話がズレますが、建築賞では設計やデザインをした側は、賞をもらったらその賞を掲げて次の仕事につなげたいので、結構、積極的に応募します。ですから、以前関わった景観賞だと、施主がうちの建物は賞をいただきました、というようなことを自慢したくて出してくるような場合もあるので、この賞を取りましたというお墨付きのようなものが積極的に欲しいという方たちは、ある一定数いらっしゃると思うので、そこは出してくると思います。ただ、今お話があったみたいに景観に寄与するというものが、どういうものだろうということはあるかもしれませんが、とにかく単体でいいものだから出したいというふうになるかもしれませんが、そこがどのくらい出るか予想つかないところです。

あとは、これは個人的な意見なのですが、1回目はとにかく、海のものとも山のものとも分からないまま進むと思うのですが、1回目の賞の結果で、講評のようなものを載せるといいと思います。こういうものが出て、こういう視点で賞を出して、すごくいい賞ができた、というような感じのものを出すと、それが指標になって、次に応募する人たちがなるほど、そういう感じだったらいいのかと応募しやすくなると思うので、しばらくは皆さんを誘い込むような感じのつくり方が必要かとも思います。いずれにしても、要項の文言について見直していただければと思います。

○山畑委員

今おっしゃったような、賞をもらってうれしい、や宣伝できる等ということになると、設計者、施工者は表彰状のようなものでもいいと思うのですが、お店の人は、例えばそれが店舗のどこかに飾れるとなると、その表彰状のデザインそのものも難しいですが、ちゃんと飾っても違和感のないようなものでないといけないと考えています。

○恒松部会長

何か事務局のほうでアイデア等ありますか。

○事務局（田原主任）

入賞者へは表彰式にて表彰状もしくは表彰楯といったものを授与することを検討しており、お店の方に飾っていただけるようなものも併せて考えたいと思います。

○恒松部会長

（会場内に飾られた楯を指し）ああいう感じのものですね。

○事務局（阿部参事）

そうですね。あのような感じで、お店に飾っておけるものを考えたいです。四角い賞状だけではお店に飾っても似合わないところもあると思います。

○恒松部会長

応接室みたいなところがあればいいですがね。

○事務局（阿部参事）

むしろ、お客さんに見ていただけるとところに置いていただけるような飾りを重視したものを考えたいと思います。

○恒松部会長

ほかはいかがですか。

○山畑委員

文字の話で、資料2-2の応募資格のところの制作者の「制」の字が、これは物をつくる製作の「製」の字かと思います。設計者、デザイナーは何かアートや作品をつくるのはこの「制」作を使いますが、単純に物をつくる時は「製」の字だと思います。

○事務局（大友係長）

ありがとうございます。修正いたします。

○山畑委員

それからその同じところの下から4行目、施行者の「行」の字が違っていています。違っているというのは、上のほうの「施行者」が間違っていて、工業の「工」です。

同じ「制作」の文字が、次の2枚目の9の表彰の「制作者」も同じですね。

○事務局（大友係長）

修正します。

○恒松部会長

私からも確認で、応募方法の写真データについてですが、これはA3横の提出資料は写真だけですか。というのは、これはA3のプレゼンボードにしてコンセプトも入れるものではなくて、写真だけレイアウトするというものですか。

○事務局（田原主任）

応募様式にコンセプト等を記載するように考えておりまして、写真データの提出については、A3にまとめて提出するといったことを想定しています。

○恒松部会長

それぞれ2枚から5枚をレイアウトしてくださいということですか。

○事務局（田原主任）

はい。

○恒松部会長

分かりました。これは今、書式はできているのですか。

○事務局（大友係長）

書式はこれから作成するところです。

○恒松部会長

そうすると、何を書いてもらうのですか。コンセプトと、何か周辺への配慮したことや、景観への配慮等というのをコメントしてもらうということですか。

○事務局（大友係長）

一番はPRポイントを書いていただきたいと考えていますが、応募に当たってのチェック事項や、今、委員から教えていただいたような配慮をしたかどうか、ガイドラインにどれぐらい適合しているかといったことを記載することについて考えてみます。

○恒松部会長

分かりました。よろしくお願いします。

あとは、表彰対象を絞り込むスケジュール感や段取りがよく分からないのですが、どの

ように進めるかのイメージはありますか。どのくらい数が出るかによって変わってくると  
思います。

○事務局（田原主任）

今、事務局案としてお示ししているのが、応募に対して、参考の資料をおつけして、審  
査員の方々に意見交換をしていただき絞っていくということなのですが、応募数が多い場  
合は、審査員からの投票で絞っていくということも考えていきたいと思っています。

○恒松部会長

幾つか取組のケースがあると思うので、少し検討していただくようにお願いします。

あと、できればそれぞれどのくらいの時間で完了させるかという時間を決めていただい  
た方がいいと思います。

例えば、現地視察に行くときには、絞り込んでいるのですよね。

○事務局（大友係長）

事前に採点していただいて、審査会当日に現地でご確認いただくというものです。各委  
員の点数づけは前日までにはもう終わっていて、午前中に現地を見ていただきイメージを  
さらに膨らませていただいた上で、審査会でその前につけていただいた点数をもって議論  
していただきます。事前につけた点数と、当日議論の中で少し変わる作品もあるかもしれ  
ないとは思っています。

○恒松部会長

現地当日行くのは、皆さんに採点してもらった上位何点等といったものを、機械的に  
見に行く対象を決めるということですか。

○事務局（大友係長）

上位何点ということで選定できるかもしれませんが、広告物は仙台市内の様々なところ  
に設置されていると思いますので、リクエストをお出しいただいた上で、事務局でルート  
を選定し、行ける範囲で行くというのが今の想定でございます。

○恒松部会長

各委員から、例えば3つ現地で見たいものを挙げて現地に行って見てみることにします。  
そのとき、事前の点数を高くつけていても現地に行って見てみたらよくないものもある。  
であれば、点数を低くつけていた別の広告物の方がいいのではないかとって、復活する  
可能性はありますよね。

そうすると、なおのこと午後のスケジュールをある程度決めた方がよく、すんなりいく

ケースもありますが、ご意見が割れたときに時間だけが過ぎていくと思いますので、少し乱暴ですが1時間で決めます等としないと進んでいけないような気がします。

○事務局（大友係長）

現時点では、午前、午後という大まかなタイムスケジュール感の設定しかしていないのですが、事務局内でもシミュレーションしてみたいと思っておりましたので、効果的な時間の配分や、実施の方法をもう少し検討したいと思います。

○恒松部会長

最後の決定のところは時間をかけてもいいと思うのですが、ある程度絞り込むということは、少し乱暴ですが、機械的に進めていかないと大変ですよ。

○山畑委員

どのぐらい応募されるかにもよりますが、やはり事前に審査した中で上位10点程度を事前に審査員に渡して、そこに自分の候補は漏れたがぜひ見てみたいというものを少しプラスするぐらいでないと、事務局も視察するルートの調整等が結構大変かと思います。

○恒松部会長

それは事務局案としては出していただいて、ルート設定をしてどうしても無理なものは検討いただく形になるということですか。

○事務局（大友係長）

ルート案を一度お示しして、やはりこれはどうしても見たいというものがある場合は、当日のルートを再設定させていただくか、別日で事務局も同行の上、見ていただく等、考えたいと思います。

○事務局（阿部参事）

別日というのは、例えば皆さんおそろいでなくても、個別に委員1人か2人に職員も随行して見に行くというのも、場合によっては考えられます。

○恒松部会長

その後に報告していただくという感じですか。

これは、7月18日に募集をかけるとなると、いつ公開する予定ですか。

○事務局（阿部参事）

7月18日に「今日から募集を始めます」という予定です。

○恒松部会長

では、まだ決めなければいけないことが残っていても大丈夫ですね。  
皆さんから、考慮してほしいということがあれば、まだ検討できますね。

○高山委員

審査会が終日になるのならなかなか日程が取れないと思うので、中身よりはまず日程からなるべく早めに決めていただくとありがたいです。

○恒松部会長

これは18日の公表の前に部会はないですよ。そうすると、事前にお知らせいただくか、個別に資料を添付で送っていただいて、ご意見を事務局にお伝えするような、そういうやり方になりますよね。

今回は、少し言い方が悪いですが、パイロット版のような位置づけで、今後ブラッシュアップして賞として成熟させるという、その1発目という認識でいいですよ。

○事務局（大友係長）

初めての開催から3回ぐらいは手探りでやらせていただく部分も踏まえつつ、3回程度開催したら、今回は仙台市主催でやるところなのですが、体制を含めて考えたいと思います。

開催の頻度等、何回かは手探りでやってみるということを見せていただければと思います。

○恒松部会長

初年度に数が出てしまうと、次の年に数がなかなか少なくなることも考えられます。仮に、前回選考から落ちたが、次の回でもう1回エントリーすることはできるのですか。

○事務局（大友係長）

今のところは、制限は考えていないところです。

○高山委員

屋外広告物だとあまり事例は載っていないのですが、店先づくりだと結構色々な店舗の写真を使用されているので、お声がけはしたほうがよさそうな気がしますね。

○事務局（阿部参事）

写真の承諾は全部メール等でやり取りして、承諾いただいた形になります。パンフレッ

トができました、載せましたということと一緒に、応募してくださいということは全てのお店にお知らせしたいと思っています。

○高山委員

そうですね。声かけがなかったというのはよくないですからね。

○事務局（阿部参事）

これが全部応募してきたらどうしようとも思っています。

○高山委員

次に言いたかったのはそこですが、なかなか選ぶのが大変だなと思います。

○恒松部会長

これからまだ検討することも残っているようですので、後で思いついた点があれば、事務局に連絡いただいてもよろしいでしょうか。

では、ほかにご意見がなければ、感想も含めてご意見あったと思いますので、少し見直していただいて、あとは提出する書式の作成をしていただき、それを皆さんにお送りするということがよろしいですか。

○事務局（大友係長）

はい。

○恒松部会長

そうしたら、それを見ていただいて、その時点でご意見いただければと思います。

ということで、実施に向けて事務局によりしくお願いしたいと思います。

それではこれで議事2点になりますが、そのほか何か皆さんからありますか。

○山畑委員

今のところ、表彰作品点数というのは、最優秀が1点、優秀が2点というのは、これは公表するということですか。

○事務局（大友係長）

はい、公表しようと考えています。

○山畑委員

山形県の場合は、審査会の中でここにはない審査員特別賞のような、個性的なものや、

これはというものを出したことがあると思います。審査会の判断によって、そういうものも可能ですか。

○事務局（大友係長）

はい、考えられます。

○恒松部会長

表彰は特に市長賞みたいな感じではなく、最優秀賞、優秀賞という位置づけですか。

○事務局（大友係長）

山形県のお話等を事務局で伺ったことがございますが、山形県は賞に県知事賞等いろいろご設定されていて、それぞれ賞の性質を変える等工夫されています。

仙台市の場合、こういったものも将来的には考えられますが、今回は初年度ということもありますので、まず現案でやってみてどういったものかというのを、また次回に生かしていくことで進めさせていただきたいと思います。

○恒松部会長

分かりました。実施体制によりますね。後援などが入ってくれば、後援に入っていた団体の賞が多分出てくると思うのですが、まずはやってみることでですね。

○事務局（阿部参事）

他の都市で広告物のコンクールのようなものやっていて、その選定の実行委員会のようなものがあるが、外部の広告業の団体や、市町村や県等が入ったりして、それで広告の協会賞や市長賞というふうに分かれるときもありますね。

今回、仙台市が実施し、外部からは入っていないので、全部が仙台市長賞の最優秀賞と優秀賞となります。今後は審査体制や、後援・協賛も含めて、反応を見ながら見直すといったところもあるかと思いました。

○恒松部会長

この3つの賞に入らないが、審査会でこれはやはり賞を、ということになれば、特別賞を検討することになるということですね。

ほかはよろしいですか。

まずは皆様のご協力をいただきながら進めてきた屋外広告物のガイドラインについて、一応、今日で完成ということで、次回の審議会に報告ということになります。ご協力いただきありがとうございました。

次回の景観総合審議会において、部会からそのガイドラインの完成と、屋外広告物の表

彰制度の実施についての報告をするということになります。7月上旬なので、そのときには一通りの資料がそろって18日に公表するという状況になるかと思いますので、事務局は準備を進めていただければと思います。

では、審議は以上になります。本日の議事はこれにて終了ということで、進行を事務局にお返ししたいと思います。

### 3. 閉 会